

※市県民税の課税所得金額の確認方法
(市・県民税 特別徴収税額通知書)

①通知書の年度が、令和7年度であることを確認してください。

③市県民税の課税所得金額は、この欄をご確認ください。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)									
所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	配当	雑所得	譲渡時
	給与所得								
	その他の所得計								
	総所得金額①								
課税標準	総所得③								
	山林所得								
	分離短期譲渡								
	分離長期譲渡								
	株式等の譲渡								
準	上場株式等の配当等								
	先物取引								
所得控除	雑損		障害・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②						
	医療費								
	社会保険料								
	小規模企業共済								
	生命保険料								
	地震保険料								
(摘要)									

税 額		納 付 額	
市民税	税額控除前所得割額④	6月分	
	税額控除額⑤	7月分	
	所得割額⑥	8月分	
	均等割額⑦	9月分	
県民税	税額控除前所得割額④	10月分	
	税額控除額⑤	11月分	
	所得割額⑥	12月分	
	均等割額⑦	1月分	
特別徴収税額⑧		2月分	
控除不足額⑨		3月分	
既充当額⑩		4月分	
既納付額⑪		5月分	
差引納付額(⑧-⑩-⑪)		変更月	月
変更前税額⑫			
増減額(⑧-⑫)			

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知をします。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特例は、この通知書の記載事項に不服を提起する権利を行使し、前記の審査請求に係る最終決定を受けた日の日から起算して3ヶ月以内に市長を相手と、市長が被告となる訴訟を提起することにより提起することができます。①審査請求を提起し、最終決定が②処分（裁決）を経た後でなければ提起することができません。③審査請求を提起し、たがら3ヶ月を経過して、最終決定が②処分（裁決）を経た後でなければ提起することができません。④処分（裁決）を経た後でなければ提起することができません。⑤③の裁決を経た後に、たがら3ヶ月を経過して、最終決定が②処分（裁決）を経たときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するときは、処分の取消しの訴えをすることができません。

福岡市長
公印

問合せ先：福岡市役所財政局税務部法人税務課 電話092 (711) 4211 (直通)

ここからゆっくりとはがして下さい。

②16歳未満のお子さまの人数は、この欄をご確認ください。

※証明書の扶養人数と実際の扶養人数が一致しない場合は、実際の扶養人数（ただし、H21.1.2からR7.1.1までに生まれたお子さまの人数）で確認してください。